

保健師・助産師・看護師・准看護師 業務従事者届 よくあるお問い合わせ

区分	番号	質問	回答
届出について	1	免許は持っているのですが、その職種の業務は行っていません。提出の必要はありますか？	届出義務は、実際に看護師等の業務に従事している場合に生じるものであるため、その職種の業務に従事していない場合は届け出る必要はありません。
	2	12月31日で退職する予定ですが、届出は必要ですか？	12月31日時点で在職しているので、届出は必要です。
	3	病院に勤務していますが、現在育休中です。届出は必要ですか。	届出は必要です。施設を退職していない限り(雇用契約が継続している限り)届出が必要です。
	4	京都府に住んでいますが、他府県の施設で従事しています。届出はどこに提出すればよいですか。	届出は勤務地の都道府県です。他府県の施設で従事していれば他府県に届け出してください。
	5	従事者届のお知らせが届きましたが、当施設に看護師等は勤務していません。12月31日以前に「該当なし」の様式を提出してもよいでしょうか。	12月31日時点で該当者がいないことが明らかなのであれば、提出していただいて結構です。「該当なし」で提出後に新たに看護師等を採用するがあれば、その方について業務従事者届を提出してください。
	6	非常勤(パート)の従業員も届け出る必要はありますか？	非常勤(パート)の方も届け出が必要です。ただし、複数の施設で勤務されている方には、主な従事先でのみ提出してもらうようにしてください。 (例)A病院では週に3回、B診療所では週に1回働いている →A病院のみに提出。
記入方法	7	結婚して、免許証書換えの手続きがまだですが、氏名欄は旧姓・新姓のどちらで書けばよいですか？	12月31日現在の状況を記入するものなので、新姓で届け出してください。
	8	非常勤で複数の医療機関等に勤めていますが、従事先はどうすればよいでしょうか。	主な従事先を記入し、その従事先で提出してください。 (例:週3でA病院、週1でB診療所に勤務の場合、A病院で提出)
	9	デイサービス(通所介護)の種別は何ですか？	「15. 居宅サービス事業所」になります。
	10	同一法人が病院(診療所)と訪問看護ステーション等を開設しています。病院としてのとりまとめはどこまで必要ですか。	訪問看護ステーション事業等をみなしで病院として実施している場合、病院(診療所)でとりまとめをお願いします。事業所として病院(診療所)とは別に許可等を得ている場合、事業所ごとに通知を送付しておりますので、事業所ごとの取りまとめ構いません。
	11	継続して同じ医療機関に勤めていますが、途中で准看護師から正看護師になりました。従事期間の扱いはどうなりますか？	准看護師として勤務していた期間も従事期間に含めてください。
届出方法	12	記入した届出用紙をFAXで送ってもよいですか？	FAXによる届出も可能です。FAX番号は075-414-4752です。
その他	13	医師・歯科医師・薬剤師の三師調査についての問い合わせは、どちらにすればよろしいですか？	京都府健康福祉部健康福祉総務課(TEL:075-414-4686)にお問い合わせください。